

外国人活用企業サポート事業委託業務仕様書

1 委託業務の目的

少子高齢化や若者の県外流出を背景に、本県の労働力人口は減少傾向にあり、人手不足が深刻化している。また、このような状況は、東京圏以外の地方で同時に発生しており、都市部と地方間での人材獲得競争も激化しているため、本県を「働き手に選ばれる地域」にしていく取組みが非常に重要になっている。

こうしたなか、本県の外国人労働者数は、2022年10月末現在36,192人（岐阜労働局「外国人雇用状況」届出状況）で過去最高を更新し、雇用事業所数も4,499か所と8年連続で過去最高を更新しており、今後も増加が見込まれるなど、重要な労働力になっている。

まず、在留資格「技術・人文知識・国際」などの高度人材については、県内での活躍の場面はまだ大きいとはいえないが、外国人観光客の誘客・対応や、製造技術のリーダーなど、着実に活躍の場を広げてきている。

また、在留資格「技能実習」や「特定技能」などの外国人技能者は、すでに県内各地で活躍の場を広げており、本県の産業界にとって無くてはならない存在になっている。これらの在留資格については、今後大幅な制度改正により、労働環境や人材育成の枠組みの再構築が国において図られているところであるが、その一方で、転籍要件の緩和に伴う都市部への人材流出リスクの増大が論点になっている。

現在は増加傾向にある本県の外国人労働者だが、国際間または地域間の人材獲得競争が激化しているなか、今後は一層の処遇改善や生活環境の向上を図るなど、「外国人材に選ばれ定着してもらえる県」にしていくための取組みがますます重要になっている。

本事業は、深刻な人手不足のなか、県内企業が、高度人材から技能者まで様々な職能の外国人材を確保・活用していけるよう、企業が抱える課題の解決に向けて伴走支援するとともに、企業と外国人材のマッチング等を行うなど、県内企業による外国人材確保・定着の取組みを支援することを目的とする。

【提案1 本事業に貢献できる内容や強みについて】

- ・「1 委託業務の目的」を踏まえ、こうした県の政策目的の達成に向け貴社が貢献できる内容や強み（専門性・得意分野・ノウハウなど）について提案し、提案理由を説明してください。

（例：外国人雇用に関する専門家が企画に参画できる

外国人材マッチングイベントの実績が多数で支援のノウハウがある

留学生が多数在籍する専門学校との強いネットワークがある）

2 委託業務期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 委託業務の内容

下記の業務を企画・実施すること。

業務区分	内容
企業向け外国人材活用相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>外国人材活用相談員2名以上（下記外国人活用コンサルタントとの兼務可）を配置</u>し、年間を通して、県内企業の経営者や人事労務担当者等が抱える外国人材確保・活用・定着に関する課題に対して、個々の状況を踏まえた相談対応を行うこと。 ・ 既に外国人材を活用している企業に加え、外国人材の活用を検討している雇用未経験の企業や、県内の経済団体（商工会、業界団体等）、支援機関（市町村の商工業支援機関、県の分野別支援機関等）も対象にすること。 ・ 本相談事業の実施にあたっては、固定の相談窓口を開設する必要はなく、外国人材活用相談員も常時本業務に専従する必要はない。例えば、定期的な巡回相談会や、県内企業からの相談に応じて随時出張相談を行うなど、フレキシブルな対応を可とする。 ・ 県が指定する次のポータルサイトに、受電及び電子メールで受信できる相談窓口の連絡先及び、受付対応可能時間を明記し、適切かつ丁寧に企業等からの相談を受け付けること。 <県が指定するポータルサイト> 「ぎふジョブGUIDE」 URL： https://www.jinzai-gifu.jp/ ・ 受付対応可能時間においては、少なくとも外国人材活用相談員1名以上が確実に外国人材活用相談員と相談者が連絡をとれる体制を整えること。 ・ 相談の過程において顕在化した課題の内容に応じて、必要があれば他の専門機関等へ丁寧に取り次ぐこと。 <p>・ <u>本業務に関する提案は、次の【提案2 企業向け外国人材活用コンサルティングの実施】とまとめて提案すること。</u></p>
企業向け外国人材活用コンサルティングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>外国人材活用コンサルタント2名以上（上記外国人活用相談員との兼務可）を配置</u>し、年間を通して、専門家による、外国人材の受入環境整備、採用・定着・育成、住宅確保、地域共生等に関する個別コンサルティングを実施すること。 ・ 当該コンサルティングは、県内企業の経営者や人事労務担当者等の悩みに対応したきめ細やかな「伴走型（※）」により実施すること。 （※）原則として、企業の要請に応じて相談員が現場へ赴き、課題解決に向けた助言・指導・情報提供や、外国人材の雇用・定着に必要な手続き等を専門家の立場でサポートするなど、コンサルタントとして、企業に寄り添った実践的、現場主義の支援を想定 <p><u>【提案2 企業向け相談対応及びコンサルティングについて】</u></p> <p>・ <u>どのような相談に対応できるか、相談体制（受付・相談の可能時間、コンサルティング対応可能時間等）、相談手法・回数（巡回相談、出張相談等）、当相談事業のPR方法等を具体的に提案し、その理由もご説明ください。</u></p> <p><u>（例）</u> <u>相談内容：外国人材雇用の課題（法制度、在留資格申請、人材紹介事業者等）</u></p>

業務区分	内容
	<p><u>住宅確保の課題（市町村の支援、住宅情報入手方法等）</u> <u>外国人材定着の課題（日本語や技能教育への助成、社員交流等）</u></p> <p><u>相談体制：メール受付は24時間いつでも可</u> <u>電話受付は○曜日～○曜日○時～○時</u> <u>コンサルティング対応は○曜日～○曜日○時～○時</u></p> <p><u>相談手法・回数：</u> <u>個別相談は予約制とし出張相談で対応、○回まで訪問可</u> <u>県内5圏域で月に1回巡回相談を実施</u> <u>専任相談員以外に、予約制の行政書士相談を実施</u> <u>商工会会員向けには出前講座で対応</u></p> <p><u>PR方法：商工会議所や業界団体を通じてチラシを配布</u></p> <p><u>【提案3 外国人材活用相談員・外国人活用コンサルタントについて】</u> <u>・どのようなスキルを持つ人材を外国人材活用相談員・外国人活用コンサルタントとして何名配置できるか、具体的に提案し、提案理由を説明してください。</u></p> <p><u>(例)</u> <u>・行政書士の資格を持つ者を○名配置</u> <u>・外国人材紹介会社で○年の勤務経験を持つ者○名配置</u></p>
事例発表会の企画・実施	<p>・企業の経営改革や課題解決のヒントになるよう、県内企業向け相談の成果を広く他へ波及させるとともに、県内支援機関（商工会議所の相談員等）による支援活動の一助にもなるよう、外国人材活用相談員が対応した好事例の発表会を、年度後半に1回程度企画・実施すること。</p> <p><u>【提案4 事例発表会について】</u> <u>・発表会の企画内容（ねらいが分かるタイトル案、定員、構成等）、集客方法等を具体的に提案し、提案理由を説明してください。</u></p>
企業向けイベントの企画・実施	<p>・県内企業の経営者・人事労務部門の担当者等を対象に、外国人材確保・定着に役立つイベントを企画・実施すること。 ・イベント実施の都度、参加者アンケートを実施し、結果を報告すること。</p> <p><u>【提案5 企業向けイベントについて】</u> <u>・イベントの企画内容（ねらい、ねらいが分かるタイトル案、対象者、定員、構成、講師等）、開催数、開催地、開催時期、集客方法等を具体的に提案し、提案理由を説明してください。複数の企画の提案も可能です。</u> <u>※特に「ねらい」については、どのような成果・効果を期待しているのか、戦略を説明してください。</u></p> <p><u>(例：・外国人材紹介事業者とのマッチングイベント</u> <u>・県内で働く外国人の交流イベント</u> <u>・「育成就労」活用・定着セミナー</u>)</p> <p>※令和5年度、令和4年度の取組みは「別添1 令和5年度・令和4年度</p>

業務区分	内容
	<p>県事業の実績」を参照 過去の取り組み実績があるからといって、必ずしも今回の提案に入れる必要はありません。</p>
<p>留学生向けイベントの企画・実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主に岐阜県や愛知県の教育機関に在学している外国人留学生（大学生、短大生、専門学校生等）を対象に、就職活動や県内での就労、県内企業の研究等に役立つイベントを企画・実施すること。 ・「特定技能」を目指す専門学校生等もいると考えられることから、在留資格「技術・人文知識・国際」だけでなく、幅広い働き方を視野に入れて事業を企画すること。 ・イベント実施の都度、参加者アンケートを実施し、結果を報告すること。 <p>【提案6 留学生向けイベントについて】</p> <p>・イベントの企画内容（ねらい、ねらいが分かるタイトル案、対象者、定員、構成、講師等）、開催数、開催地、開催時期、集客方法等を具体的に提案し、提案理由を説明してください。複数の企画の提案も可能です。</p> <p>※特に「ねらい」については、どのような成果・効果を期待しているのか、戦略を説明してください。</p> <p>(例：・留学生向け合同企業説明会 ・留学生企業カフェ（小規模な座談会形式での留学生と企業の交流会) ・留学生向けインターンシップ ・留学生向け就活セミナー)</p> <p>※令和5年度、令和4年度の取組みは「別添1 令和5年度・令和4年度県事業の実績」を参照 過去の取り組み実績があるからといって、必ずしも今回の提案に入れる必要はありません。</p>
<p>育成就労・特定技能人材向けイベントの企画・実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「育成就労」の転籍要件緩和による外国人材の流出が懸念されるなか、人材の流出を防ぐとともに、県外の人材を呼び込むため、主に岐阜県や愛知県にいる「育成就労」「特定技能」の人材を対象に、県内での定着・キャリアアップ、県外の転職希望者に向けた県内企業の研究等に役立つイベントを企画・実施すること。 ・イベント実施の都度、参加者アンケートを実施し、結果を報告すること。 <p>【提案7 育成就労・特定技能人材向けイベントについて】</p> <p>・イベントの企画内容（ねらい、ねらいが分かるタイトル案、対象者、定員、構成、講師等）、開催数、開催地、開催時期、集客方法等を具体的に提案し、提案理由を説明してください。複数の企画の提案も可能です。</p> <p>※特に「ねらい」については、どのような成果・効果を期待しているのか、戦略を説明してください。</p> <p>(例：愛知県での国際交流イベント等で岐阜県企業PRブースを出展) ※本事業は国の制度改正に伴い新たに項目化したものであり、過去の実績はありません。</p>

業務区分	内容
外国人材活用にかかる普及啓発の実施	<p>・外国人材の活用を検討している雇用未経験の県内企業に対し、外国人材活用の有効性を効果的に普及啓発すること。</p> <p>・県内の市町村、県内の経済団体、支援機関から講演会、会議、総会などで、普及啓発に繋がる講演依頼があれば、外国人材活用相談員を講師として派遣すること。</p> <p>【提案8 外国人材活用にかかる普及啓発について】</p> <p>・普及啓発の方法、雇用未経験の県内企業に関心を持っていただくための開拓手法を具体的に提案し、提案理由を説明してください。複数の企画の提案も可能です。</p> <p>(例)</p> <p>普及啓発の方法：初めての外国人活用セミナー</p> <p>企業開拓の手法：特定の業界団体向けに企画し、団体を通じて集客</p>
WEBでの情報発信	<p>・県が指定するポータルサイト内の専用ページを用いて、外国人材活用に役立つ情報を、主に県内企業向けに発信すること。</p> <p>・令和5年度委託事業で制作し当該専用ページに掲載中のコンテンツを、必要に応じて最新情報に更新または最新情報を投稿することにより、適切に運用すること。</p> <p>・当該専用ページに掲載中のコンテンツを大幅に改変する希望がある場合は、県に協議すること。</p> <p>＜県が指定するポータルサイト内の専用ページ＞</p> <p>※令和5年度委託事業で制作したもの</p> <p>「ぎふジョブGUIDE」</p> <p>→「外国人材の雇用をお考えの企業の方へ」</p> <p>URL：https://jinsapo.jinzai-gifu.jp/international</p> <p>＜専用ページに掲載中のコンテンツ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外国人雇用に関する情報 ※投稿記事 ○外国人雇用相談のご案内 <ul style="list-style-type: none"> ・予約フォーム ○行政書士による相談のご案内 <ul style="list-style-type: none"> ・予約フォーム ・行政書士法令アドバイスコラム ○外国人材が活躍企業のご紹介 <ul style="list-style-type: none"> ・見るインタビュー ※動画サイトへのリンク ・読むインタビュー ○外国人材活用に関する事業のご案内 <ul style="list-style-type: none"> ・留学生県内就職促進事業のご案内 ※イベント広報 ・外国人雇用に関するお問い合わせ窓口 ※関係機関へのリンク集 <p>・当該ポータルサイトの運用保守業務は、県が別契約で専門事業者に委託するため、本業務には含まれない。したがって、原則として、本業務において新たに制作するコンテンツの作成及び掲載にかかる経費は、別契約で委託する当該専門事業者が委託料の範囲内で負担することとなる。</p>

業務区分	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務においては、受託者が用意した素材を用い、当該専門事業者が当該ポータルサイトに掲載する作業手順となるため、県（産業人材課）の指示に従い、当該専門事業者と適切に連携すること。
独自提案	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、本委託事業の目的達成のために効果的と考えられる独自の取組みがある場合は、県と協議のうえ実施すること。 <p>【提案9 独自提案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>独自提案がある場合は具体的に提案し、提案理由を説明してください。</u>

4 委託業務の共通事項

(1) 各種料金

- ・本委託事業で実施する相談・コンサルティング事業及びイベントの参加料は無料とする。

(2) イベントの会場使用料

- ・本委託事業で実施するイベントの会場使用料は受託者が負担すること。

(3) 国及び県の関連事業等との連携

- ・本事業の実施にあたっては、県の指示に従い、国・県・公的支援機関等が実施する関連事業と、効果的かつ適切に連携を図ること。

<主な関連事業（国）>

- ・ハローワーク関連事業（岐阜労働局）
- ・若年者地域連携事業（岐阜労働局）
- ・高度外国人を対象とする就職促進事業（ジェトロ）
- ・愛岐留学生就職支援コンソーシアム事業（岐阜大学ほか5大学等）

<主な関連事業（県）>

- ・岐阜県中小企業総合人材確保センター事業（産業人材課）
- ・プロフェッショナル人材戦略拠点事業（産業人材課）
- ・正規雇用促進事業（産業人材課）
- ・Uターン就転職活動応援事業（産業人材課）
- ・外国人起業活動促進事業（産業人材課）
- ・産学金官連携人材育成・定着プロジェクト事業（産業人材課）
- ・オール岐阜・企業フェス開催事業（産業人材課）
- ・移住促進事業（地域振興課）
- ・「日本語教室運営支援」などの外国人生活サポート事業（外国人活躍・共生社会推進課）

<主な関連事業（公的支援機関）>

- ・インターンシップ推進協議会事業（岐阜県経営者協会）
- ・産業雇用安定センターが実施する各種事業（産業雇用安定センター）

(4) その他の事項

- ・本委託事業で実施するイベントの企画にあたっては、十分な余裕をもって事前に県に協議するとともに、参加企業との調整状況や参加者の応募状況など、重要な進捗状況は、県に逐次報告すること。
- ・本委託事業で実施するイベントの実施にあたっては、十分な数のスタッフを配置させ、円滑な運営ができる体制を整えること。事故やトラブル、苦情などの有事が発生した場合は速やかに対処し、県へ報告すること。
- ・上記のほか、県との協議に基づき、本委託事業に必要な業務を実施すること。

5 業務実施体制

- ・本事業の実施体制は、原則として下表「実施体制」のとおりとする。体制変更の要望や提案がある場合は、理由を添えて県に協議すること。
- ・いずれのスタッフも常時本業務に専従する必要はない。

<実施体制>

配置場所	職区分	配置数	職務内容
特に指定しない ※固定の相談窓口 を開設する必要なし	実施責任者	1名以上	業務の統括
	外国人材活用相談員	2名以上	相談対応、イベントの運営 ※下記コンサルタントとの兼務可
	外国人材活用コンサルタント	2名以上	企業のコンサルティング ※上記相談員との兼務可
	実務担当者	1名以上	各種事務（経理、連絡調整等）

【提案10 実施体制について】

- ・実施体制について具体的に提案し、提案理由を説明してください。

6 県への提出書類及び報告

(1) 事業計画書

- ・契約締結後速やかに本委託業務の実施計画（業務実施体制、各事業のスケジュール等）を作成し、県（産業人材課）の承諾を得たうえで事業に着手すること。また、計画を変更しようとする場合は、速やかに県（産業人材課）に申し出て変更の承認を得ること。なお、業務の実施にあたり、県（産業人材課）と十分協議したうえで行うこと。

(2) 積算内訳書

- ・契約締結後速やかに、本仕様書に基づく積算内訳書を提出すること。

(3) 事業報告書の提出

- ・毎月、原則として翌月の10日（令和7年3月分は、令和7年3月31日）までに県に実績報告書、事業計画書を提出すること。なお、報告に使用する様式については、契約後、県と協議のうえ決定するものとする。
- ・原則毎月1回以上、県（産業人材課）に進捗状況を報告するための会議を開催すること。また、議事録を作成し翌日までに提出すること。

[主な報告事項]

- ・外国人材活用相談、外国人材活用コンサルティングでの対応件数（相談方法別・地域別・業種別・相談内容別）及び対応企業数
- ・事業の実施状況（企業向けイベント、留学生向けイベント、育成就労・特定技能人材向けイベント等）
- ・留学生が在籍する教育機関・企業との協議状況（訪問・ヒアリング・打合せ等の内容、結果）
- ・イベント参加者の満足度（アンケート結果）

(4) 業務完了後の提出書類

委託業務が完了したときは、令和7年3月31日までに実績報告書及び委託業務完了届を提出すること。なお、報告に使用する様式については、契約後、県と協議のうえ決定するも

のとする。

(5) その他

県は、事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある。

7 支払条件等

県は、業務履行後の完了検査が終了した後に本業務にかかる経費を支払うものとする。ただし、本業務の遂行上、必要がある場合には、受託者は前払金の支払いを請求することができる。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。受託者は、責任をもって再委託した業務に関する進捗管理を行うこと。

(3) 個人情報保護

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び岐阜県個人情報取扱事務基準（平成11年3月5日付 総第398号）に基づく別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守し、その取扱いに十分留意すること。

受託者は、各種データ管理を行うにあたり、「岐阜県情報セキュリティ基本方針」、「岐阜県情報セキュリティ対策基準」及び別記4「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

(4) 守秘義務

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

(5) 暴力団の不当介入における通報等

① 妨害又は不当介入に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

② 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

(6) 著作権等

本委託業務における著作権等については、別記2「著作権等取扱特記事項」、別記3「権利関係特記事項」に従うものとする。

9 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができる。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合には、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、受託者は、契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供することとする。

10 その他事業の実施に関する留意事業

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに人員配置計画及び事業実施計画を県に提出し、承認を受けたうえで事業に着手すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (3) 本契約が終了し契約が継続しない場合、次年度の契約業者に速やかに引継ぎを行い、その業務が円滑に行われるように協力すること。

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3 乙は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 乙は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

3 乙は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

4 乙は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手續を定めなければならない。

(教育の実施)

第4 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において事務従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、事務従事者全員（派遣労働者を含む。）に対して実施しなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第7 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、甲からこの契約による事務を処理するために利用する保有個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所

を変更しようとするときも、同様とする。

- 4 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 乙は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて事務に従事させなければならない。
- 7 乙は、この契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 乙は、この契約による事務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 9 乙は、この契約による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 乙は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

（返還、廃棄又は消去）

- 第8 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
 - 3 乙は、パソコン等に記録されたこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
 - 4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
 - 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（秘密の保持）

- 第9 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（複写又は複製の禁止）

- 第10 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された保有個人情報が記録さ

れた資料等を複写又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第 11 乙は、この契約による事務については、再委託（第三者にその取扱いを委託することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

2 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

6 再委託した事務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第 2 項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙はあらかじめ第 2 項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法

8 乙は、甲の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第 12 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第 9 に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものと

する。

(立入調査)

第 13 甲は、乙がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に報告を求めると及び乙の作業場所を立入調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時における対応)

第 14 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 15 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 16 乙は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

注1 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

第1 印刷製本物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第21条から第28条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は受託者に帰属する。

2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権)は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

第2 印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。

2 印刷製本物の作成のために受託者が提供した印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。

- 一 原稿
- 二 原画
- 三 写真

3 前二項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を受託者に譲渡させるものとする。

- 一 受託者の従業員
- 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員

4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

第3 発注者は、印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材(以下「印刷製本物等」という。)が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該印刷製本物等の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該印刷製本物等が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名又は変名を変更すること(氏名又は変名を表示しないことを含む。)ができる。

2 受託者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物を利用するにあたり、その利用形態に応じてその内容を改変(表現又は題号の変更、翻訳、拡大、縮小、色調の変更、一部切除することをいう。以下同じ。)しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、印刷製本物等が著作物に該当しない場合には、当該印刷製本物等の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

3 発注者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、前項の改変を行うときにおいても、当該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

4 発注者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、第2項以外の改変を行う場合には、あらかじめ受託者の承諾を得るものとする。

(保証)

第4 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供)

- 第5 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等の電子データが入った納入物（CD-R）を当該印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。
- 2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。
- 3 第1項の印刷製本物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に発注者に移転する。

別記3

権利関係特記事項

第1 著作者人格権等の帰属

- (1) 映像の著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者に帰属する。
- (2) 映像に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあつては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、県又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

第2 利用の許諾

- (1) 受託者は、県に対し、県（県が指定する者を含む。以下同じ。）が次に掲げる方法で、映像を利用することを許諾する。ただし、著作権法および関係法令を順守する利用に限るものとする。
 - ア) 県及び市町村の行政活動において、映像を利用すること
 - イ) 映像をインターネット（岐阜県ホームページ、動画共有サイト）に掲載し、無料で配信すること
- (2) 県が前項各号に掲げる場合以外で映像の利用を希望するときは、県と受託者が協議のうえ利用条件を定めるものとする。

第3 著作者人格権

- (1) 映像のクレジット表示は「企画：岐阜県」「制作・著作：（受託者名）」等とし、受託者が第三者に映像制作の一部を委託したことにより、このクレジット表示が必要な場合は、追加表示することができる。
- (2) 県が映像の内容・表現又はその題号に変更を加える場合（拡大、縮小、色調の変更、一部切除等も含む。）には、あらかじめ受託者の承諾を必要とする。

第4 保証

受託者は、県に対し、本著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

第5 対価

本著作物の作成の対価、本著作物の利用許諾の対価は、契約金額に含まれるものとする。

別記 4

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 本特記事項は、本契約による業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって受託者が守るべき事項について、岐阜県情報セキュリティ基本方針、岐阜県情報セキュリティ対策基準に基づき情報セキュリティに関する特記事項（以下「セキュリティ特記事項」という。）として定めるものである。

(用語の定義)

第2条 情報資産とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体（USBメモリ等を含む。）
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これを印刷した文書を含む。）
- (3) ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(責任体制の明確化)

第3条 受託者は、発注者に対して、本業務に係る情報セキュリティに責任を有する者（以下「セキュリティ責任者」という。）を書面で明らかにしなければならない。

2 受託者は、セキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で発注者に連絡しなければならない。

(業務従事者の特定)

第4条 受託者は、発注者の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、本業務の従事者（派遣社員、アルバイト、非常勤職員、臨時職員等を含む。以下同じ。）を書面で明らかにしなければならない。

2 本業務の従事者に変更がある場合は、受託者は速やかに連絡し、発注者からの要求があれば書面で発注者に報告しなければならない。

3 本業務の履行のため、本業務の従事者が発注者の管理する区域に立ち入る場合は、身分証明書を常時携帯させ、及び個人名と事業者名の記載された名札を着用させなければならない。また、入退室管理が行われているところに立ち入る場合は、発注者の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育（セキュリティ特記事項の遵守を含む。）など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本業務の履行に際し知り得た情報及び発注者が秘密と指定した情報（以下「取得情報」という。）を厳重に管理し、従事者の他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(情報資産の利用場所)

第7条 受託者は、発注者の事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が発注者に帰属するものに限る。以下「管理対象情報」という。）を、発注者が指示した場所以外で利用してはならない。

(情報資産の適切な管理)

第8条 受託者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、取得情報及び管理対象情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 第4条第1項の規定により明らかにした本業務の従事者以外の者に本業務を処理させないこと。さらに、従事者以外が情報資産にアクセスできないようにするためのパスワードによるアクセス制限等必要な処置を行い、その措置の妥当性について発注者に報告すること。
- (2) 本業務を処理することができる機器等は、受託者の管理に属するものに限定するものと

し、受託者の役員、従業員その他の者が私的に使用する機器等受託者の管理に属さないものを利用して本業務を処理させないこと。

(3) 発注者の指示又は事前の承認を受けた場合を除き、本業務を処理するために管理対象情報を、第7条の規定により発注者が指示した場所以外に持ち出さないこと。なお、発注者の指示又は承認を受けて持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講ずること。

(4) 発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために発注者から引き渡された情報資産を複製し、又は複製してはならないこと。

(5) 管理対象情報を、業務終了後直ちに発注者に引き渡すこと。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うこと。

(6) 管理対象情報を、発注者の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資産が判読できないよう必要な措置を講ずること。また、廃棄後は適切な措置が講じられたことを証明するために廃棄手順も含めた文書を発注者へ提出すること。

(情報資産の利用及び提供の制限)

第9条 受託者は、発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、取得情報及び管理対象情報を、契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託)

第10条 受託者は、本業務を一括して第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合は、発注者への報告を必要とし、再委託ができるのは、原則として再々委託までとする。

2 受託者は、発注者に再委託の報告をする場合は、再委託する理由及び内容、再委託先事業者の名称及び所在地、再委託先事業者において取り扱う情報、再委託先事業者における安全確保措置の実施方法、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び再委託事業者に対する管理監督の方法等を書面により明らかにしなければならない。

3 受託者は、発注者の承認を得て本業務の一部を再委託するときは、再委託先事業者に対して、セキュリティ特記事項（第3条並びに第4条第1項及び第2項を除く。）の遵守を義務づけるとともに、これに対する管理及び監督を徹底しなければならない。また受託者は、発注者の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、再委託先（再々委託している場合は再々委託先も含む。）における本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。

4 受託者は、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で発注者に連絡しなければならない。

(調査)

第11条 発注者は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況を調査する必要があると認めるときは、受託者の建物も含め実地に調査し、又は受託者に対して説明若しくは報告をさせることができる。

(指示)

第12条 発注者は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況について、不相当と認めるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。

(事故等報告)

第13条 受託者は、本業務に関する情報漏えい、改ざん、紛失、破壊等の情報セキュリティ事件又は事故（以下「事故等」という。）が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、その事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに発注者に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事故等に係る報告書及び以後の対処方針を記した文書を提出し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、本業務について事故等が発生した場合は、発注者が県民に対し適切に説明するため、受託者の名称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応じて行うことを受忍しなければならない。

(実施責任)

第14条 受託者は、情報セキュリティを確保するために必要な管理体制を整備しなければならない。

2 受託者は、情報セキュリティに関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自ら

が行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めなければならない。

(納品物のセキュリティ)

第15条 受託者は納品物にセキュリティ上の問題が発見された場合は、遅滞なく受託者に連絡し、受託者からの指示によりユーザ及び関係者に情報を通知するとともに、問題を解決するための適切な処置を行わなければならない。

(体制報告書)

第16条 受託者は、本業務を実施するにあたり、自らが行うセキュリティ対策について明らかにした体制報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(実施報告書)

第17条 受託者は、本業務の完了を報告するにあたり、自らが行ったセキュリティ対策について明らかにした実施報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

別添1 令和5年度・令和4年度県事業の実績

1 企業向けイベントの企画・実施

(1) 令和5年度の実績

①特定技能等の制度改革に関するセミナー

【概要】

- ・「技能実習」「特定技能」の制度見直しの内容とその影響について、企業側の理解を得るためのセミナーを開催

【セミナータイトル】

- ・外国人労働者の制度が大きく変わる～いま中小企業が手を打つべきことは！？

【開催実績】

	開催日	会場	講演・講師	参加者数
第1回	7月14日(金)	オンライン (Z o o m)	外国人材の雇用・活用戦略 講師：相談員	31名
第2回	8月2日(水)	岐阜県庁		18名
第3回	9月5日(火)	高山市役所		22名
第4回	9月7日(木)	可児工業団地協同組合		12名
第5回	10月5日(木)	中津川市ひと・まちテラス		14名
合 計				97名

【当日の様子】



②外国人材紹介事業者との交流会（セミナー同時開催）

【概要】

- ・外国人材の雇用に意欲を持つ県内企業と、外国人材の斡旋を行うことができる人材紹介事業者とのマッチングイベントを開催

【参加外国人材紹介事業者】

- ・エコ・プロジェクト協同組合
- ・Joyous Mediation 株式会社
- ・Man to Man 株式会社（Link Asia 協同組合）
- ・株式会社リード・エス
- ・株式会社ワークリレーション（T・アシスト協同組合）

【開催実績】

	開催日	会場	講演・講師	参加者数
第1回	9月12日(火)	ソフトピアジャパン	外国人材の採用で会社の成長を考える 講師：相談員	24人
第2回	12月4日(月)	OKBふれあい会館	外国人雇用制度の“最新情報” 講師：名古屋出入国在留管理局	41人
合 計				65人

【当日の様子】



(2) 令和4年度実績

①外国人材紹介事業者との交流会（セミナー同時開催）

【概要】

- ・外国人材の雇用に意欲を持つ県内企業と、外国人材の斡旋を行うことができる人材紹介事業者とのマッチングイベントを開催

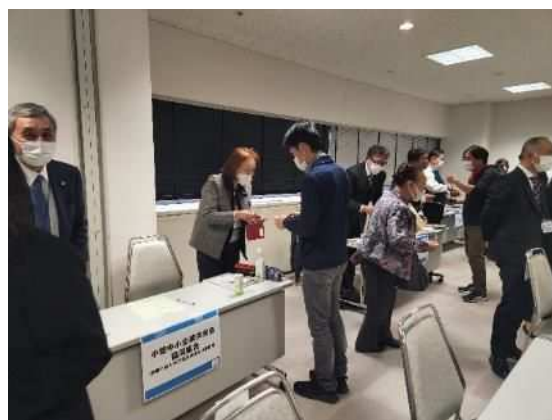
【参加外国人材紹介事業者】

- ・エコ・プロジェクト協同組合
- ・Joyous Mediation 株式会社
- ・PERSOL Global Workforce 株式会社
- ・Man to Man 株式会社（Link Asia 協同組合）
- ・株式会社ワークリレーション（T・アシスト協同組合）
- ・株式会社サンジンシャ
- ・中部中小企業共栄会協同組合、税理士法人 TACT 高井法博会計事務所
- ・株式会社リード・エス

【開催実績】

	開催日	会場	テーマ	参加者数
第1回	9月26日(月)	OKB ふれあい会館	人材不足解消のための新たな選択～外国人材の高度人材採用で会社が変わる 講師：PERSOL Global Workforce(株)	37名
第2回	12月5日(月)	OKB ふれあい会館	今、なぜ外国人材が必要なのか～外国人材の採用で会社の成長を考える 講師：PERSOL Global Workforce(株)	42名
合計				79名

【当日の様子】



②企業向け留学生受入セミナー

【概要】

- ・留学生の採用に関心はあるものの、外国人雇用の知識に乏しく、受け入れ態勢や企業情報の発信が手薄な県内中小企業を支援するため、企業向けのセミナーを開催

【開催実績】

月日	会場	講師等	実績
7月15日(金)	ぎふメディアコスモス (オンライン併用)	岐阜県行政書士会 (株)プロスパー代表取締役 ※インターンシップ事前セミナー同時開催	対面 4名 オンライン16名
10月4日(火)	高山市民文化会館 (オンライン併用)	名古屋外国人雇用サービスセンター (株)Tri-win	対面 12名 オンライン15名

【当日の様子】



2 留学生向けイベントの企画・実施

(1) 令和5年度

①留学生向け就職支援セミナー

【概要】

・主に岐阜県及び愛知県の教育機関と連携し、岐阜県で働く魅力を発信するセミナーを開催

【開催実績】

月日	会場	講師等	実績		
			対面	オンライン	計
7月5日(水)	岐阜協立大学 (オンライン併用)	名古屋国際総合事務所 栄光堂商事株式会社 栄光堂ホールディングス株式会社	20	15	35
8月22日(火)	国際たくみアカデミー (オンライン併用)	岐阜県総合人材チャレンジセンター 株式会社東和製作所	14	1	15
9月30日(土)	名古屋教育学院	(株)カノマチ	19	0	19
10月18日(水)	朝日大学 (オンライン併用)	名古屋国際総合事務所 名古屋外国人雇用サービスセンター	27	1	28
10月24日(火)	あいちビジネス専門学校 (オンライン併用)	高山市 (株)高山グリーンホテル 濃飛乗合自動車(株) 本陣平野屋	23	0	23
10月25日(水)	ウインクあいち (オンライン併用)	高山市 (株)ひだホテルプラザ 濃飛乗合自動車(株) (株)高山グリーンホテル (有)奥飛騨ガーデンホテル焼岳 トーカイフーズ(株)	22	3	25

【当日の様子】



②留学生向けインターンシップ

【概要】

- ・主に岐阜県及び愛知県の教育機関に在学している外国人留学生を対象に、県内企業でのインターンシップを実施

【実績】

受入企業			マッチング結果			
企業名	企業所在地	業種	留学生に関する情報		インターンシップ実施日	
			学校名	学校所在地（県名）	開始日	終了日
1 サンメッセ（株）	大垣市	製造業	朝日大学	岐阜県	9月5日	9月13日
2 広江アソシエイツ特許事務所	岐阜市	サービス業	スバル学院大垣校	岐阜県	9月29日	10月11日
3 東海牛乳（株）	神戸町	製造業	スバル学院本巣校	岐阜県	11月14日	11月16日
4 東海牛乳（株）	神戸町	製造業	スバル学院本巣校	岐阜県	11月14日	11月16日
5 （株）樋口製作所	各務原市	製造業	国際たくみアカデミー	岐阜県	12月4日	12月8日
6 （株）J-MAX	大垣市	製造業	国際たくみアカデミー	岐阜県	12月4日	12月6日
7 （株）東和製作所	美濃加茂市	製造業	国際たくみアカデミー	岐阜県	12月4日	12月8日

③留学生向け合同企業説明会

【概要】

- ・主に岐阜県及び愛知県の教育機関に在学している外国人留学生を対象に、県内企業が出展する合同企業説明会方式により、岐阜県で働く魅力や県内企業の魅力を発信するイベントを開催

【開催実績】

開催日・場所	登壇企業	参加者数
9月30日(土) 名古屋教育学院	東海牛乳(株)、カワムラコート(河村病院)、ハヤックス(株)、(株)ひだホテルプラザ	19名
10月24日(火) あいちビジネス専門学校	(株)高山グリーンホテル、濃飛乗合自動車(株)、本陣平野屋	23名
10月25日(水) ウインクあいち	(株)ひだホテルプラザ、濃飛乗合自動車(株)、(株)高山グリーンホテル、(有)奥飛驒ガーデンホテル焼岳、トーカイフーズ(株)	25名

【当日の様子】



(2) 令和4年度

①留学生向け就職支援セミナー

【概要】

・主に岐阜県及び愛知県の教育機関と連携し、岐阜県で働く魅力を発信するセミナーを開催

【開催実績】

月日	会場	講師等	実績
7月13日(水)	岐阜協立大学	岐阜県行政書士会 (株)鈴木栄光堂 (株)ARTISTIC&CO.GLOBAL ※企業と留学生との交流会を実施	9名
10月14日(金)	Zoom ※愛知県内向け	(株)Tri-win フロンティア観光(株) (株)本陣平野屋 (有)船坂酒造店	19名
10月19日(水)	朝日大学	名古屋外国人雇用サービスセンター 朝日大学 留学生(インターンシップ参加者) ジンサポ氏	18名
12月9日(金)	日本福祉大学 ※愛知県内向け	(株)高山グリーンホテル (株)本陣平野屋 (株)CoworkingKitchen	3名

【当日の様子】



②留学生向けインターンシップ

【概要】

- ・主に岐阜県及び愛知県の教育機関に在学している外国人留学生を対象に、県内企業でのインターンシップを実施

【実績】

- ・留学生への事前説明会

月日	時間	会場	内容	実績
7月20日(水)	14:00～15:00	オンライン	Man to Man(株) 何(カ)氏 ・インターンシップの重要性とメリットについて	9名

- ・企業への事前説明会（企業向けセミナーと同時開催）

月日	時間	会場	内容	実績
7月15日(金)	14:00～16:00	ぎふメディアコスモス (オンライン併用)	Man to Man(株) 布垣 部長 ・インターンシップを通じた自社の魅力発信	対面 4名 オンライン16名

- ・インターンシップ

受入企業			マッチング結果						
企業名	企業所在地	業種	留学生に関する情報		インターンシップ実施日				
			学校名	学校所在地(県名)	(1日目)	(2日目)	(3日目)	(4日目)	(5日目)
1 岐阜産研工業株式会社	岐阜市	製造業	岐阜協立大学	岐阜県	9月13日	9月14日	9月15日		
2 株式会社ARTISTIC&CO.GLOBAL	羽島市	美容業	岐阜協立大学	岐阜県	10月5日	10月6日	10月7日		
3 Man to Man Animo株式会社	岐阜市	WEB事業	日本福祉大学	愛知県	10月12日	10月13日	10月14日		
4 有限会社三進社印刷所	岐阜市	印刷業	日本福祉大学	愛知県	11月10日	11月15日	11月18日	11月24日	11月29日
5 白鳥恵那愛知電機株式会社	多治見市	製造業	国際たくみアカデミー	岐阜県	11月28日	11月29日	11月30日	12月1日	12月2日
6 株式会社鶴飼	各務原市	製造業	国際たくみアカデミー	岐阜県	11月28日	11月29日	11月30日	12月1日	12月2日
7 株式会社樋口製作所	各務原市	製造業	国際たくみアカデミー	岐阜県	11月28日	11月29日	11月30日	12月1日	12月2日
8 株式会社名濃	加茂郡	製造業	国際たくみアカデミー	岐阜県	11月28日	11月29日	11月30日	12月1日	12月2日
9 鍋屋バイテック株式会社	関市	製造業	国際たくみアカデミー	岐阜県	11月28日	11月29日	11月30日	12月1日	12月2日
10 トーカイ株式会社	関市	製造業	国際たくみアカデミー	岐阜県	11月28日	11月29日	11月30日	12月1日	12月2日
11 フロンティア観光株式会社	高山市	宿泊業	岐阜協立大学	岐阜県	12月14日	12月15日	12月16日		
12 株式会社Coworkingkitchen	高山市	宿泊業	日本福祉大学	愛知県	1月17日	1月18日	1月19日		

③留学生向け WEB 合同企業説明会

【概要】

- ・主に岐阜県及び愛知県の教育機関に在学している外国人留学生を対象に、県内企業が出展する合同企業説明会方式により、岐阜県で働く魅力や県内企業の魅力を発信するイベントを開催

月日	内容	実績
10月14日(金) 14:00～16:00	※留学生向けセミナー(愛知県内向け)と同時 (株)Tri-win、フロンティア観光(株)、(株)本陣平野屋、(有)船坂酒造店	企業4社/ 留学生19名
12月9日(金) 12:40～14:10	※留学生向けセミナー(愛知県内向け)と同時 (株)高山グリーンホテル、(株)本陣平野屋、(株)CoworkingKitchen	企業3社/ 留学生3名
2月9日(木) 14:00～16:30	岐阜産研工業(株)(製造、岐阜市)、(株)J-MAX(製造、大垣市)、 (株)樋口製作所(製造、各務原市)、(株)市川工務店(建設、岐阜市)、 イビデン物産(株)(製造、本巣市)	企業5社/ 留学生13名
2月10日(金) 14:00～16:30	(株)プロスパー(製造、羽島市)、 白鳥恵那愛知電機(株)(製造、加茂郡八百津町)、 (株)田口鉄工所(製造、大垣市)、(株)鶴飼(製造、各務原市)、 イビデン物産(株)(製造、本巣市)	企業5社/ 留学生12名
2月16日(木) 14:00～16:30	(株)鈴木栄光堂(製造、大垣市)、 (株)ARTISTIC&CO.GLOBAL(製造・卸売・小売、羽島市)、 イビデン物産(株)(製造、本巣市)、(株)岐阜造園(建設業、岐阜市)	企業4社/ 留学生11名
2月17日(金) 14:00～16:30	(株)高山グリーンホテル(宿泊、高山市)、 フロンティア観光(株)(宿泊、高山市)、(株)ひだホテルプラザ(宿泊、高山市)、 濃飛乗合自動車(株)(運輸、高山市)、(株)本陣平野屋(宿泊、高山市)	企業5社/ 留学生14名